

港湾局

更新日：令和5年5月18日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○港湾関係事業者への周知

- ・国土交通省港湾局からの通知に基づき、港湾関係事業者に対し、感染予防への協力要請を行った。(R2/2/3)

○川崎港新型コロナウイルス感染症に関する関係者連絡会議

- ・関係機関及び港湾関係者間の情報共有、連携を図るため連絡会議を開催した。(R2/2/5)

○港湾施設内にアルコール消毒液及び感染予防対策パンフレットの設置等

- ・中国等での感染拡大を踏まえ、水際対策強化の一環として、外交船舶が出入りする公共国際埠頭内の各出入口等にアルコール消毒液及び感染予防対策パンフレットを設置するとともに、その旨及び各民間企業でも感染予防に努めてもらうよう、港湾関係事業者へ通知した。(R2/2/13)

○荷捌き地の使用料の取扱貨物量に応じた面積変更による負担軽減を実施

- ・港湾関係事業者等に対して、専用荷捌き地の許可面積について、許可期間内においても面積の変更申請を受けることを改めて周知し、使用料の負担軽減を図った。

○港湾施設使用料等の支払猶予の実施

- ・港湾関係事業者等の事業継続に対する側面的な支援として、港湾施設使用料及び入港料の一部を最高で5か月間の納入期限延長措置を実施した。

○港湾局所管の窓口業務の取扱変更及び市民利用施設の休館情報等に係る周知

- ・港湾局所管の窓口業務について、原則、対面業務を休止の上、電話やメールによる対応とした。また、窓口業務の取扱変更及び所管の市民利用施設に係る休館情報等について、HPによる公表を行うとともに、関係者宛てに直接周知した。(R2/4/9)

○浮島指定処分地建設発生土受入手続きの電子化

- ・市内の公共工事から発生する建設発生土の受け入れに係る手続きについて、庁内便及び窓口での手続きであったものを電子での手続きへ変更したことで、来庁の必要を無くした。(R3/3/1)

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、感染拡大に備えた以下の対応の共有を実施した。(R5/5/8 継続)
 - ・応援職員等を受け入れた場合の速やかな業務引継ぎのために業務の棚卸、マニュアルの整備・確認

- ・業務遂行に支障のない範囲でのテレワーク、時差勤務の積極的利用、休暇取得の推進
- ・手指衛生、換気、三密の回避による感染症対策の徹底

○**感染症対策に係る訓練の実施**

- ・東京検疫所川崎検疫支所が主催する川崎港における検疫感染症措置訓練（患者搬送訓練）に、保安部、税関、入管、医療機関等とともに参加し、外航船内で感染した船員の隔離、治療、搬送等の手順を確認した。また、R4年度の訓練では、防護服脱着講習も実施され、関係職員が参加した。
（R4/1/19、R4/12/7）